

七尾市地域クラブの認定に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、七尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、七尾市立中学校部活動の地域クラブへの地域展開を進めるにあたり、地域において適切な活動を提供する団体を七尾市認定地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ」という。）として認定し、中学生の地域における安全安心なスポーツ活動及び文化芸術に係る環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ及び生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

（認定地域クラブの要件）

第2条 認定地域クラブの認定要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 七尾市の新たな地域クラブ活動ガイドラインを遵守した活動であること
- (2) 主に七尾市内の中学生が参加し、かつ中学生の参加者の過半数が市内の学校に在籍すること
- (3) 活動拠点は七尾市内であること
- (4) 地域クラブ活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費等を設定し、年間収支予算を編成していること
- (5) 営利目的を主とした運営ではないこと
- (6) いづれかの運営主体（七尾市スポーツ協会、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、市文化協会、保護者会）に加盟していること
- (7) 以下の要件を満たす規約または会則等を作成しており、適切な内容であること
 - ア 目的が記載されていること
 - イ 入退会について記載されていること
 - ウ 会費について記載されていること
 - エ 正副代表、指導者、会計及び監事に準ずる役員を置くことが記載されていること
 - オ 総会について記載されていること
- (8) 生徒の在籍校と必要に応じた情報共有を行うこと
- (9) 子どもの立場に立った、人権を尊重した活動を行うこと
- (10) 公認スポーツ指導者資格を有する者又は教育委員会が主催する指導者研修会を受講した保護者、指導者が運営に加わること
- (11) 学校管理下の怪我等に適用される災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全保険等に加入すること

（認定の申請）

第3条 認定を受けようとする団体は、七尾市地域クラブ活動認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 団体の規約又は会則
- (2) 団体の構成員、会員名簿

- (3) 団体の概要がわかるもの（活動計画書、収支予算書等）
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

（審査及び認定の決定）

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により、地域クラブを認定した場合には、七尾市地域クラブ認定通知書（様式第3号）により、当該認定申請者に通知するものとする。なお、認定要件は3年間とする。

3 教育委員会は、前項の規定による認定に際し、条件を付することができる。

4 教育委員会は、第1項の規定により、申請があつた地域クラブを不認定とした場合には、七尾市地域クラブ不認定通知書（様式第4号）により、当該認定申請者に通知するものとする。

5 教育委員会は、第1項の規定により、申請があつた地域クラブを認定した場合には、市のホームページ等で、クラブ名、活動場所、活動時間及び会費等を公表する。

（認定の更新）

第5条 認定地域クラブが認定有効期間経過後も引き続き活動の継続を希望する場合は、有効期間満了の3カ月前から1カ月前までの間に更新申請をすることができる。

2 更新申請の手続きは、第3条の規定を準用し、「認定を受けようとする」は「認定の更新を受けようとする」と読み替える。

（認定の取消）

第6条 教育委員会は、認定地域クラブが、第2条に掲げた要件のいずれかを満たさなくなつた場合、又は次に掲げるいずれかに該当すると認められ、市が改善の勧告やその他指示をした後、一定期間（1か月程度）を経ても改善が見られないときは、取消通知書（様式第5号）により、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 本来の目的から逸脱しているとき
- (2) 組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不適当と判断されるとき
- (3) その他、活動を継続することが不適當と認められるとき

（責任）

第7条 認定地域クラブは、その責任において活動を行うものとし、その活動によって生じる一切の責任を負う。

2 認定地域クラブの活動に対し、第三者から損害の賠償請求があつた場合は、認定地域クラブにおいて解決にあたるものとし、教育委員会は、責任を負わない。

（運営費用負担）

第8条 認定地域クラブの活動に必要な費用は、認定地域クラブにおいて負担するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、地域クラブの認定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

2 この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、教育委員会が社会通念に照らして判断し、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

七尾市教育委員会 宛

申請者 団体名
代表者

七尾市地域クラブ活動認定申請書

七尾市地域クラブの認定を受けたいので、七尾市地域クラブの認定等に関する要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

団体名		
活動種目		
対象者		
活動場所		
活動日及び時間		
活動の参加者数		
代表者	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
担当者	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
添付書類	1 規約などの写し 2 役員、指導人材及び参加者の名簿 3 その他（ ）	

様式第2号（第4条第2項関係）

年　月　日

殿

七尾市教育委員会

七尾市地域クラブ活動認定通知書

年　月　日付けで申請のあった七尾市地域クラブの認定について、申請に係る書類等の審査の結果、七尾市地域クラブの認定に関する要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり認定することを決定したので通知します。

記

団体名	
活動種目	
対象者	
活動場所	
活動日及び時間	
活動の参加者数	
認定年月日	
活動開始日	
認定の条件	

様式第3号（第4条第2項関係）

年　月　日

殿

七尾市教育委員会

七尾市地域クラブ不認定通知書

年　月　日付けで申請のあった七尾市地域クラブの認定について、申請に係る書類等の審査の結果、七尾市地域クラブの認定に関する要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり認定しないことを決定したので通知します。

記

団体名	
活動種目	
対象者	
活動場所	
活動日及び時間	
活動の参加者数	
決定年月日	
不認定の理由	